

弁護士任官支援事務所Q & A

Q 1 弁護士任官支援事務所とは何ですか。どんなことをするのですか。

1 文字通り弁護士任官を希望する弁護士等を支援する事務所のことです。

弁護士任官希望者を受け入れて勤務させること、退官した弁護士任官者を受け入れて勤務させること等が考えられています。

なお、弁護士任官という場合、常勤裁判官への任官と非常勤裁判官への任官が含まれますが、ここでは常勤裁判官への任官のみを意味しています（ほかに、検察官への任官もあります。）。

2 具体的には、次のような支援の仕方が考えられます。

(1) 新人受入型

弁護士経験5年以上を経た時点で任官することを条件に、修習生もしくは弁護士経験3年未満の弁護士を受け入れる事務所です。

過疎・偏在養成型との併存も可能で、弁護士任官支援事務所ですら1～2年執務させた後、ひまわり公設事務所や法テラス法律事務所等のスタッフ弁護士、又は弁護士偏在対応弁護士等として赴任させ、弁護士任官支援事務所に戻り執務させる場合も含まれます（弁護士任官支援事務所所在地の裁判所に非常勤裁判官制度がないが、非常勤裁判官の経験を希望しているときは、非常勤裁判官制度のある地域の弁護士任官支援事務所を紹介することとなります。）。

弁護士任官である以上、弁護士として培った知識や経験を活かすことが大切になりますので、事件を共同受任する等の方法で、多様な数多くの事案を経験する中で、実務能力（事件処理・解決能力、当事者とのコミュニケーション能力、当事者に対する説得力等）を身につけるべく支援していただくこととなります。

弁護士会の会務も重要です。できるだけ会務を行うように指導してください。

(2) 任官希望者受入型

弁護士経験5年以上の弁護士が任官に応募手続をした段階で、事務所に受け入れ、手持ち事件の引継ぎや新件については共同受任等の方法により円滑に事件の引き継ぎが行えるようにする等の支援を行う事務所です。

(3) 任官内定者支援型

内定が決まってから任官までの短期間の受入れ、事件等の引継ぎ、事務職員の雇用等の支援を行う事務所です。

事件の引継ぎは、もっぱら内定者の個人的つながりで行われることが大半ですが、弁護士任官支援事務所には、他には頼みにくい事案等について主に引き継ぐことが求められます。

(4) 退官者受入型

退官した弁護士任官者を受け入れていただく事務所です。

個別の条件に応じて、退官した弁護士任官者の受入れ（一時的なものを含む）を行う

法律事務所があると、退官後の復帰に不安がなくなり、任官希望者を送り出すことが容易になります。

Q2 弁護士任官支援事務所と任官希望者・退官した弁護士任官者（以下「任官希望者」等といいます。）とはどのように契約するのですか。

任官希望者等へは、日弁連から弁護士任官支援事務所を紹介しますが、任官希望者等の採用を強制するものではありません。弁護士任官支援事務所における採用・執務条件等については、弁護士任官支援事務所と応募者との間で協議・調整していただくこととなります（日弁連は介入いたしません）。

Q3 どうして弁護士任官支援事務所が必要なのですか。

これまでは、会員から任官希望の表明を待ち、日弁連及び各弁護士会が個別に任官希望者の支援を行っておりました。しかし、法曹人口が大幅に増加する一方、修習期間が短縮された現在、修習生の中にも、一旦、弁護士経験をしてから任官したいと考えるケースが増加しています。このような人材の中から将来弁護士任官することを前提にして受け入れる事務所が増加すると、毎年多数の弁護士任官者を送り出すことが可能になるのです。

現在でも、弁護士任官を希望する司法修習生を採用している事務所があります。これには、①同じ事務所で数年間弁護士業務に習熟させる場合と、②1～2年執務させた後、ひまわり公設事務所や法テラス法律事務所等のスタッフ弁護士、として赴任させ、弁護士任官支援事務所に戻ることを予定している場合とがあります。

また、任官希望者・内定者については、Q1の2（2）（3）の支援を行っている事務所もありますが、さらに多くの事務所に支援していただくことで、多数の弁護士任官者を送り出す下地をつくることができます。

さらに、実際に退官した弁護士任官者を受け入れている事務所もあります。

しかし、現在のところ、弁護士任官支援事務所は少数の事務所に限られており、弁護士任官推進のためには不十分な状態です。そのため、弁護士任官支援事務所が必要とされています。

Q4 弁護士任官支援事務所についての問合せ先を教えてください。

日弁連では、任官希望者が日頃から心がけておいた方が望ましい事柄や、退官後の問題等の相談に応じます。担当事務局は法制部法制第一課です（tel：03(3580)9978）。

窓口となる日弁連事務局のメールアドレスを掲載しますので、メールでお問い合わせいただくこともできます。

相談窓口となる日弁連のメールアドレス ninkan@nichibenren.or.jp